

## 「徳島県震災対策推進条例（仮称）」素案

### 総 則

#### （1）目的

「東海・東南海・南海」三連動地震、中央構造線活断層帯を震源とした直下型地震など、大規模災害に備え、防災・減災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等、事業者、災害ボランティア、県や市町村などの「自助・共助・公助」の役割分担を明確化し、相互の緊密な連携や協働を促進するとともに、東日本大震災等から得た教訓を踏まえ、より実効性のある具体的な対策を定め、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生命・身体を守る災害に強い地域社会を実現することを目的とする。

#### （2）定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ア 災害 地震及び津波により生ずる被害をいう。
- イ 防災・減災対策 従来の「防災」の概念に被害を軽減する「減災」の視点を加え、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図るための対策をいう。
- ウ 自主防災組織 地域住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- エ 災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等で、災害発生時に、特別な援護を要する者をいう。
- オ 災害ボランティア 災害発生後において、被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。
- カ 活断層 地震調査研究推進本部地震調査委員会において長期評価が行われている中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）をいう。
- キ 活断層調査区域 活断層変位に伴う災害の防止・軽減を図るためその影響を考慮する必要があると知事が認めて指定する土地の区域をいう。

#### （3）基本理念

- ① 防災・減災対策は、県民が自らの安全は自ら守る「自助」、地域の住民が互いに助け合い、地域の安全を確保する「共助」、県、市町村及び関係機関等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」を基本として実施されなければならない。
- ② 防災・減災対策は、県民、自主防災組織、学校等、事業者、災害ボランティア、県及び市町村が、災害時要援護者、男女共同参画の視点に配慮しながら、それぞれの責務と役割を果たすとともに、連携及び協働することにより着実に実施されなければならない。

#### (4) 県民の役割

- ① 県民は、平常時から災害に対する危機意識を持って、自己の安全を確保するとともに、自ら防災・減災対策を実施するよう努めるものとする。
- ② 県民は、地域における自主防災組織等が実施する防災活動へ積極的に参加するよう努めるものとする。
- ③ 県民は、県、市町村及び関係機関等が実施する防災・減災対策に協力するよう努めるものとする。

#### (5) 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、防災・減災対策が効果的に実施されるよう、県、市町村及び関係機関等と連携し、きめ細やかな被災者の支援に努めるものとする。

#### (6) 自主防災組織の役割

- ① 自主防災組織は、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、災害時における地域住民の安全確保等、防災・減災対策の実施に努めるものとする。
- ② 自主防災組織は、県、市町村及び関係機関等が実施する防災・減災対策に協力するよう努めるものとする。

#### (7) 学校等の役割

学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）及び保育所等の設置者又は管理者は、設置又は管理する学校、保育所等における防災体制の整備を行うとともに、防災訓練を含め日ごろから、地域と連携した防災教育の推進に努めるものとする。

#### (8) 事業者の役割

- ① 事業者は、災害発生時等において、来所者、従業員及び地域住民等の安全を確保し、事業を継続することができる体制の整備に努めるとともに、事業所内において防災教育や防災訓練を行うなど、防災・減災対策の実施に努めるものとする。
- ② 事業者は、地域の一員として、地域住民や自主防災組織等が実施する防災活動並びに県、市町村及び関係機関等が実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

#### (9) 市町村の役割

- ① 市町村は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、住民、自主防災組織、県その他の関係機関等と連携して、防災・減災対策の推進に努めるものとする。
- ② 市町村は、県から情報の提供や技術的助言その他の必要な措置を受け、計画的な防災・減災対策の実施に努めるものとする。

#### (10) 県の責務

- ① 県は、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村その他の関係機関等と連携し、防災・減災対策に関する総合的かつ計画的な施策を推進するとともに、市町村、県民、学校等、事業者、自主防災組織、災害ボランティアが実施する防災・減災対策への支援及び総合調整に努めるものとする。
- ② 県は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画について、同法第40条第1項の規定による検討を加え、適宜、的確な見直しを行うとともに、関係機関等と連携した実施マニュアルの策定に努めるものとする。
- ③ 県は、地震防災対策行動計画を作成するとともに、当該計画に定められた施策の実効性の確保を図るものとする。また、市町村が円滑に地震防災計画を作成できるよう、必要な助言と支援を行うものとする。
- ④ 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災・減災対策へ反映するものとする。
- ⑤ 県は、防災・減災対策に関する施策を円滑に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (11) 県民憲章

県は、県民や事業者等の防災意識の高揚を図り、自発的な防災・減災対策への取り組みの促進に資するため、県民憲章を定めるものとする。

#### (12) 「徳島県防災を考える日」（仮称）等

- ① 県民一人ひとりが、災害についての認識を深め、災害への備えの一層の充実を図るため、「徳島県防災を考える日」（仮称）及び「徳島県防災を考える週間」（仮称）を設ける。
- ② 「徳島県防災を考える日」（仮称）は、九月一日とし、「徳島県防災を考える週間」（仮称）は、九月一日から九月七日までとする。

#### (13) 顕彰制度

県は、防災・減災対策の推進に対して、功績のあった者及び団体に対する顕彰制度を設けるものとする。

## 災害予防対策

### 1. 県民の役割

#### (14) 防災知識の習得等

- ① 県民は、日ごろから、防災研修及び防災訓練に積極的に参加し、災害や防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- ② 県民は、自らが生活する地域において、県、市町村及び関係機関等が提供する防災に関する情報を活用して、災害が発生した場合に備え、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等の把握に努めるものとする。
- ③ 災害発生時において、通常用いる方法により自宅に帰ることが困難であると予想される者（以下「災害時帰宅困難者」という。）は、あらかじめ、徒歩等による帰宅経路の確認、家族及び隣人等との連絡方法の確認その他の円滑な帰宅のために必要な準備を行うよう努めるものとする。

#### (15) 建築物等の安全性の確保

- ① 建築物の所有者、占有者又は管理者は、地震による当該建築物の倒壊等を防止するため、耐震診断及び耐震化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 建築物の所有者、占有者又は管理者は、災害発生時に備えて、家具の転倒、窓ガラスの飛散等による被害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- ③ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）の所有者又は管理者は、当該工作物等を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (16) 生活物資の備蓄等

- ① 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時に必要となる生活物資の備蓄及び点検を行い、ラジオ等の情報収集手段を確保するとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。
- ② 県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するために必要な、消火器その他の資機材を整備するよう努めるものとする。

#### (17) 自主防災組織及び消防団等への参加

- ① 県民は、地域における防災・減災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- ② 県民は、地域における防災・減災対策を円滑に行うため、地域の消防団等に積極的に参加するよう努めるものとする。

#### (18) 災害時要援護者からの情報提供

災害時要援護者は、自主防災組織、市町村等に、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

### 2. 自主防災組織の役割

#### (19) 防災意識の啓発等

自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び高揚を図るため、防災に関する訓練及び研修を実施するとともに、県、市町村等が実施する防災に関する訓練及び研修へ積極的に参加するよう努めるものとする。

#### (20) 災害関連情報等の確認

- ① 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険場所、避難場所、避難経路、避難方法等の把握に努めるものとする。
- ② 自主防災組織は、前項の規定により把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した防災マップを作成するとともに、地域住民に周知するよう努めるものとする。

#### (21) 物資等の備蓄等

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。

#### (22) 災害時要援護者の支援等

- ① 自主防災組織は、市町村等と連携し、あらかじめ、地域における災害時要援護者に関する情報を把握に努めるとともに、避難の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。
- ② 自主防災組織は、前項の規定により把握した災害時要援護者に関する情報の漏洩及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理しなければならない。

#### (23) 避難勧告等への対応の準備

自主防災組織は、市町村や関係機関等と連携しながら、避難勧告等が発令された場合に地域住民の避難が円滑かつ効果的に行われるよう、あらかじめ構成員の役割分担その他の災害予防対策の実施に努めるものとする。

### 3. 学校等の役割

#### (24) 防災教育の実施等

- ① 学校及び保育所等の設置者又は管理者は、災害発生時等において、児童・生徒等が状況に応じて的確な判断の下、自らの安全を確保することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。
- ② 学校及び保育所等の設置者又は管理者は、地域の特性に応じて、災害への対応をマニュアル化した防災計画を策定するなど、防災体制の整備に努めるものとする。

#### (25) 地域との協働

学校及び保育所等の設置者又は管理者は、災害発生時に備え、市町村や自主防災組織等と連携し、防災訓練を実施するなど、地域と一体となって、児童・生徒等を災害から守る環境の整備に努めるものとする。

#### (26) 学校等の耐震化の推進等

学校及び保育所等の設置者又は管理者は、設置又は管理する学校等の施設について、必要な整備を行い、計画的に耐震化を推進するとともに、避難場所として使用される施設については、災害発生時の利用の目的を達するために必要な機能強化に努めるものとする。

#### 4 事業者の役割

##### (27) 事業所内の安全の確保等

- ① 事業者は、災害発生時における来所者、従業員等の安全を確保するための対策を講ずるとともに、事業を継続するための計画を作成し、当該計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。
- ② 事業者は、従業員が率先して避難を行う体制を作るとともに、地域への周知に努めるものとする。

##### (28) 物資等の備蓄等

事業者は、災害発生時に備え、応急的な措置に必要な物資、燃料及び資機材の備蓄、整備並びに点検の実施に努めるものとする。

##### (29) 防災教育の実施等

- ① 事業者は、事業所における防災訓練、防災教育・研修を積極的に実施するとともに、防災訓練等への従業員の参加の機会を確保するよう努めるものとする。
- ② 災害時要援護者施設の管理者は、災害発生時に備え、災害時要援護者に関する避難計画を策定のうえ、防災訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

##### (30) 地域への協力

- ① 事業者は、所有、占有又は管理する施設について、地域の避難場所として提供するよう努めるものとする。
- ② 事業者は、地域住民及び自主防災組織等と連携して、地域の災害予防対策に協力するとともに、防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

##### (31) 建築物等の安全性の確保

- ① 事業者は、その所有、占有、又は管理する建築物の耐震性を確保するため、耐震診断及び耐震化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 上下水道、電気供給施設、ガス供給施設その他の供給施設若しくは処理施設又は電気通信事業の用に供する施設（以下「ライフライン関連施設」という。）の設置者又は管理者は、当該施設及びこれに附帯する設備について、災害に対する安全性を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ③ 工作物等を所有又は管理する事業者は、当該工作物を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④ 事業者は、市町村が行う津波避難ビルの指定に対して、積極的に協力するものとする。

##### (32) 活断層に対する土地利用の適正化等

- ① 事業者は、活断層調査区域に、学校、病院その他規則で定める建築物等を新築、改築又は移転する場合は、当該建築工事又は開発工事に着手するまでに県へ届出を行い、県と協議しなければならない。また、県の求めに応じ、活断層の調査を実施し、その調査報告書を県に提出しなければならない。
- ② 事業者は、前項の協議において、県から活断層による影響を考慮するよう指導を受けた場合には、これに従わなければならない。
- ③ 宅地建物取引業者は、活断層調査区域内の不動産の譲渡等をしようとする時は、当該契約前に、当該不動産の譲渡等の相手方に対して、活断層調査区域内にある旨及び前2項に関する事項の概要について説明しなければならない。

## 5 県の責務及び市町村の役割

### (33) 防災教育、人材育成及び防災訓練の実施等

- ① 県及び市町村は、自主防災組織及び関係機関等と連携し、県民、自主防災組織等が平常時から災害に備え、適切な防災・減災対策を講ずることができるよう、災害及び防災・減災に関する普及啓発に努めるものとする。
- ② 県及び市町村は、家庭及び地域における防災・減災対策が自主的に行われるよう学校教育及び社会教育を通じて、子供から高齢者まで、あらゆる世代を対象とした防災教育の充実を図るものとする。
- ③ 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、学校等、事業者、災害ボランティア及び国その他の関係機関等と連携し、様々な状況を想定した防災訓練及び研修を行うよう努めるものとする。
- ④ 県及び市町村は、自主防災組織が実施する防災・減災対策において指導的役割を担う防災リーダーや、災害ボランティアの活動を円滑に実施するための連絡調整を行うボランティアコーディネーターの育成及び確保に努めるものとする。
- ⑤ 県及び市町村は、避難所の効果的、効率的な運営を図るため、避難所運営に関するコーディネーターの育成及び確保に努めるものとする。
- ⑥ 県は、県立防災センターを防災活動や人材育成の拠点と位置づけ、積極的に活用するものとする。

### (34) 防災情報の提供等

- ① 県及び市町村は、適切な防災・減災対策を講ずることができるよう、災害危険区域、活断層、震度、液状化、浸水深などの危険度及び地形等災害関連情報、避難情報その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、これらを適切に提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村は、当該市町村の区域内の災害等に関する情報を掲載した地図（以下「ハザードマップ」という。）を作成し、住民等にその内容及び活用方法を周知するよう努めるものとする。
- ③ 県は、前2項に規定する市町村の施策の実施を支援するものとする。

### (35) 情報伝達体制の整備

- ① 県及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における被害、避難その他の必要な事項に関する情報を収集する手段を講じておくとともに、県民へ迅速かつ正確に伝達するため、関係機関等と連携し、通信機能の強化や多重化対策を図るなど伝達体制の整備に努めるものとする。
- ② 県は、災害発生時等における気象、被害その他の災害に関する情報を収集する手段を講じておくとともに、災害情報等を市町村及び関係機関等へ迅速かつ正確に伝達する体制の確保に努めるものとする。
- ③ 県及び市町村は、災害時帰宅困難者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者に対する必要な情報の提供に努めるものとする。
- ④ 県及び市町村は、災害発生時における情報の提供について、報道機関との連携を図るものとする。

### (36) 行政機能喪失・低下への対応

- ① 県及び市町村は、災害により、庁舎等が被害を受けた場合における行政機能の低下を最小限にとどめるため、あらかじめ事業継続計画の策定等の対策を講ずるよう努めるものとする。
- ② 県は、市町村が行う対策に対し、必要な情報の提供や助言を行うものとする。

### (37) 自主防災組織への支援及び消防団等の充実

- ① 市町村は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対する必要な支援を行うものとする。
- ② 市町村は、地域の防災・減災対策において重要な役割を担う消防団等の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。
- ③ 県は、前2項に規定する市町村の施策の実施を支援するものとする。
- ④ 県は、市町村と連携して、県内の自主防災組織間の広域連携の促進に努めるものとする。

### (38) 避難計画の策定等

- ① 市町村は、あらかじめ、自主防災組織や災害時要援護者施設と連携して、避難勧告等の発令の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。
- ② 市町村は、災害発生時等における避難所、避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織等と連携して、運営基準を作成するよう努めるものとする。なお、運営基準の策定に当たっては、避難者、とりわけ災害時要援護者及び女性の衛生、プライバシーその他の生活の質並びに生活環境に配慮するものとする。
- ③ 県は、前2項に規定する市町村の施策の実施を支援するとともに、広域的な避難が円滑に行われるよう市町村を支援するものとする。

### (39) 応急仮設住宅等の確保

- ① 県及び市町村は、災害の発生時に備え、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用可能物件の把握に努めるとともに、これらの提供住宅の確保にかかる関係団体等と協定を締結するなど、対策を講ずるよう努めるものとする。
- ② 県は、災害発生時において、応急仮設住宅を設置し供与するため、市町村や関係機関等と連携し、地域の特性や実情等を踏まえて、必要な対策について検討を行い、計画やマニュアル等の作成に努めるものとする。
- ③ 市町村は、応急仮設住宅の建設候補地の選定等に努めるものとし、県は市町村に対し必要な支援を行うものとする。

### (40) 災害時要援護者の支援体制の整備

- ① 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報の把握に努めるとともに、自主防災組織及び関係機関等と連携して、支援を行うための体制の整備に努めるものとする。
- ② 市町村は、前項の規定により把握した災害時要援護者に関する情報の漏洩及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理しなければならない。
- ③ 市町村は、あらかじめ、福祉避難所（災害時要援護者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす施設をいう。）の指定に努めるものとする。
- ④ 県は、前3項に規定する市町村の施策の実施を支援するものとする。



#### (41) 医療救護体制の整備等

- ① 市町村は、あらかじめ、医療救護に関する計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。
- ② 県は、前項に規定する市町村の医療救護体制の整備に対する支援を行うとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる病院及び災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣する医療機関の指定などの広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。
- ③ 県及び市町村は、災害発生時に備え、継続的な医薬品の備蓄に努めるものとする。

#### (42) 物資等の備蓄等

- ① 県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資、燃料及び資機材の計画的な備蓄、整備及び点検に努めるとともに、関係事業者との間で協定を締結するなど、物資等の調達体制の整備に努めるものとする。
- ② 県及び市町村は、災害発生時において、救援物資の受入を円滑に行うため、あらかじめ、救援物資の調整方法を策定するとともに、救援物資の受入及び配分に関するコーディネーターの養成及び活用に努めるものとする。

#### (43) 他の地方公共団体等との協定の締結

県及び市町村は、災害発生時において、飲料水、食糧、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、帰宅困難者への支援、応急工事その他の応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、他の地方公共団体、自衛隊及び事業者等との広域的な連携に関する協定の締結に努めるものとする。

#### (44) 公衆衛生の確保のための体制の整備

県及び市町村は、関係機関等と連携し、災害発生時における感染症の発生の予防、まん延の防止、県民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努めるものとする。

#### (45) 防火及び防犯体制の強化

県及び市町村は、自主防災組織や関係機関等と連携し、災害発生時等における火災や犯罪の防止のため、県民に対して火災予防や防犯に関する意識の啓発を行うとともに、消火器等の普及や防犯灯等の設置その他の災害による火災や犯罪の予防のために必要な施策を実施し、防火及び防犯体制の強化に努めるものとする。

#### (46) 緊急輸送体制の整備

- ① 県及び市町村は、災害発生時における負傷者の搬送及び応急活動に必要な人員、物資等の緊急輸送体制の整備に努めるものとする。
- ② 県及び市町村は、災害発生時等において緊急輸送を確保するため、重要な緊急輸送道路を指定し、当該道路の路線名及び区間を県民に周知するものとする。
- ③ 県及び市町村は、その管理する緊急輸送道路の整備に努めるものとする。
- ④ 県は、緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、他の道路管理者に対し、当該道路管理者が管理する緊急輸送道路の整備をするよう求めるものとする。
- ⑤ 県は、救急・救命活動や緊急物資輸送活動等を確保するため耐震強化岸壁の整備に努めるものとする。

#### (47) 孤立地区対策

- ① 県及び市町村は、災害の発生により通信及び交通が途絶した地区（以下「孤立地区」という。）の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。
- ② 市町村は、関係機関等と連携し、孤立地区の発生に備え、住民輸送手段を確保するとともに、地域の特性に応じた孤立地区対策の実施に努めるものとする。
- ③ 県は、前2項に規定する市町村の施策の実施を支援するものとする。

#### (48) 災害ボランティア活動の環境整備等

- ① 県及び市町村は、関係機関等と連携して、災害発生時等における災害ボランティア活動が安全かつ円滑に実施されるよう、受入体制の整備、物資及び資機材の提供その他の災害ボランティア活動の環境の整備に努めるものとする。
- ② 県及び市町村は、関係機関等と連携して、災害ボランティア活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、防災意識の啓発に努めるものとする。

#### (49) 津波対策の推進等

- ① 県及び市町村は、その管理する公共施設及び公益的施設について、耐震化や津波対策など必要な措置を講ずるよう努めるものとする。特に、防災・減災対策の拠点となる公益的施設並びに情報収集・伝達、医療救護等に関する防災上特に重要な設備について、計画的な耐震化及び津波対策に努めるものとする。
- ② 県及び市町村は、津波により被害の発生が予想される地域において、放置艇対策など津波被害を拡大させないように努めるものとする。
- ③ 県及び市町村は、地震による地盤沈下等による長期浸水に対応するため、早期排水を可能にする体制の確保や防災施設の整備に努めるものとする。
- ④ 県及び市町村は、地震によるライフラインの途絶を防ぐため、公共施設の耐震化及び液状化対策に努めるものとする。
- ⑤ 県及び市町村は、各地域における想定被害状況等に基づき、公共施設及び公益的施設への避難機能の付与や、避難路、避難施設の整備等、住民の安全確保に努めるものとする。
- ⑥ 県は、事業者等が津波災害特別警戒区域から津波災害特別警戒区域以外に移転する場合には、当該地域への移転が円滑に進むよう土地利用規制等の緩和について配慮するものとする。

#### (50) 津波防災地域づくりの推進

- ① 県は、市町村が行う津波防災地域づくりを支援するため、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条に規定する津波災害警戒区域及び同法第72条に規定する津波災害特別警戒区域を速やかに指定するものとする。
- ② 市町村は、県が行う津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定に積極的に協力するものとする。
- ③ 市町村は、津波防災地域づくりを推進し、住民の生命・身体及び財産の保護を図るため、津波防災地域づくりに関する法律第10条に規定する推進計画の作成及び同法第73条第2項第2号に基づく条例制定に努めるものとする。
- ④ 県は、市町村が行う、前項に規定する推進計画の作成及び条例制定が円滑に進むよう、ガイドラインを作成するとともに、必要な情報の提供や助言を行うものとする。
- ⑤ 県は、市町村が推進計画に基づき、移転可能な地域を定める場合には、当該地域への移転が円滑に進むよう、土地利用規制等の緩和について配慮するものとする。

#### (51) 民間建築物等の安全性の確保

- ① 県及び市町村は、地震による民間建築物等の倒壊を防止するため、建築物等の耐震化の促進に努めるものとする。
- ② 県は、市町村が行う民間建築物等の耐震診断及び耐震化事業に対し、支援するよう努めるものとする。

#### (52) 活断層に関する土地利用の適正化等

- ① 県は、最新の活断層の位置情報の把握に努めるとともに、把握した位置情報を公表するものとする。
- ② 知事は、活断層調査区域を指定し、公表するものとする。
- ③ 県及び市町村は、活断層調査区域内に、建築物を新築、改築又は移転をする場合は、当該活断層による影響を考慮しなければならない。
- ④ 県及び市町村は、活断層調査区域内の不動産の譲渡等をしようとするときは、当該契約前に当該不動産の譲渡等の相手方に対して、活断層調査区域内にある旨及び(32)-①及び②に規定する事項の概要について、説明をしなければならない。
- ⑤ 知事は、(32)-①に規定する届け出を行った事業者に対し、必要に応じて指導し、活断層の調査を実施させ、その調査報告書を提出させることができる。
- ⑥ 活断層直上に建築物を所有する者が、当該建築物を活断層調査区域外へ移転する場合には、県は、当該地域への移転が円滑に進むよう土地利用規制等の緩和について配慮するものとする。
- ⑦ 知事は、(32)-①に規定する届け出をしなかった者、県の求めに応じた活断層の調査を行わなかった者、又はその報告書を提出しなかった者、県と協議を行わなかった者に対し、必要な措置を講じるよう指導し、勧告し、又は命ずることができる。
- ⑧ 知事は、前項の命令に従わなかった場合、又は(32)-①に規定する協議において県が指導した内容に従わなかった場合は、その命令内容、協議内容、その他規則で定める事項を公表することができる。

#### (53) 産業対策 社会づくり

- ① 県は、災害発生時に備え、事業者が行う施設の耐震化や津波対策、事業継続計画の策定や見直しの促進に努めるものとする。
- ② 県は、事業者に対して、防災・減災対策並びに事業の再開及び従業員の雇用に対する支援等の推進に努めるものとする。
- ③ 県は、あらかじめ、被災した農地の塩分除去等の早期復旧計画の策定に努めるものとする。

#### (54) 県民等からの意見の聴取及び防災・減災対策事業への反映

県及び市町村は、県民、自主防災組織、事業者等から防災・減災対策に関する意見を聴取し、必要に応じて、意見を防災・減災対策事業へ反映するように努めるものとする。

#### (55) 地震防災対策行動計画等の策定

- ① 県は、防災・減災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県地震防災行動計画の定期的な進捗管理に努めるとともに、必要に応じて見直しを行い、遅滞なく公表するものとする。
- ② 市町村は、具体的な地震防災の施策の実施に関する総合的な計画の策定に努めるものとする。

## 災害応急対策

### 1 県民の役割

#### (56) 避難及び避難場所

- ① 県民は、災害発生時等において、災害等に関する情報に留意し、ハザードマップ等の活用により必要と判断したときは、自主的に避難するとともに、避難勧告その他の避難のための措置に応じて速やかに行動するものとし、互いに助け合い、円滑な避難に努めるものとする。
- ② 避難場所を利用する者は、その運営基準を遵守し、互いに協力して共同生活を営むように努めるとともに、避難措置が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

#### (57) 車両使用の自粛等

県民は、災害発生時等において、災害対策基本法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、その他の法令に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行規制その他の交通規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

#### (58) 危険建築物等に関する取扱い

- ① 県民は、災害発生時等において、倒壊、火災、又は附属物の落下のおそれのある建築物又は工作物（以下、「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は近づかないものとする。
- ② 危険建築物等の所有者、管理者又は占有者（以下、「危険建築物等の所有者等」という。）は、災害が発生した場合において、当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。
- ③ 危険建築物等の所有者等は、災害発生時において、市町村が実施する被災建築物についての応急危険度判定へ協力するものとする。

### 2 自主防災組織の役割

#### (59) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、災害発生時において、市町村その他の関係機関等と連携して、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、地域住民及び災害時要援護者の避難支援、初期消火、負傷者等の救出救護、避難所運営その他の地域における災害応急支援対策を実施するよう努めるものとする。

### 3 学校等の役割

#### (60) 児童・生徒等の安全の確保

学校及び保育所等の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、児童・生徒等の安全の確保に努めるものとする。

#### (61) 避難所運営支援

学校及び保育所等の設置者又は管理者は、災害発生時において、所有し、又は管理する施設が避難所として使用される場合には、市町村その他の関係機関等と連携し、避難所の円滑な運営について必要な支援に努めるものとする。

#### (62) 学校教育活動等の再開準備

学校及び保育所等の設置者又は管理者は、避難者や地域住民の十分な理解や協力のもと、災害発生後における学校教育活動等の再開に向けた準備に努めるものとする。

#### 4. 事業者の役割

##### (63) 二次災害の防止

危険物を取り扱う事業者等は、爆発などの二次災害を防止するため、点検や応急措置を行い、危険物取扱い施設等の安全の確保に努めるとともに、爆発などのおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民へ連絡を行い、立入制限を行うなどの避難対策を講ずるものとする。

##### (64) 来所者等の安全の確保等

事業者は、災害発生時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域の住民の安全の確保に資するため、自主防災組織等と連携して、避難、災害等に関する情報の収集及び提供、初期消火、率先避難や地域住民等の避難誘導、救助その他の災害応急対策を積極的に実施するよう努めるものとする。

##### (65) 帰宅困難者への支援

事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、帰宅困難者に対して、災害に関する情報の提供や、連絡手段及び一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

#### 5. 県の責務及び市町村の役割

##### (66) 災害応急対策のための体制の確立

- ① 県及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難、救助、医療等の災害応急対策が講じられるよう、関係機関等と連携して、必要な体制を速やかに確立するよう努めるものとする。
- ② 県及び市町村は、災害等により庁舎等が被害を受けた場合において、行政機能の低下を最小限にとどめるよう努めるものとする。

##### (67) 情報連絡体制の確立

- ① 県及び市町村は、災害発生時等において、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うため、関係機関等と連携し、必要な体制を速やかに確立するものとする。
- ② 県及び市町村は、報道機関と連携し、的確な情報を県民へ提供するよう努めるものとする。

##### (68) 緊急輸送対策

- ① 県は、市町村や関係機関等と連携し、災害応急対策に必要な陸路、海路及び空路による緊急輸送の確保に努めるものとする。
- ② 県は、災害発生時において、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、市町村や関係機関等と必要な調整を図るものとする。
- ③ 県及び市町村は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるときは、公安委員会に対し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することを求めるものとする。
- ④ 県及び市町村は、関係機関等と連携し、被災地域の住民生活に必要な交通手段の確保に努めるものとする。

##### (69) 応急対策の実施に係る応援等

県は、災害発生時において、市町村から応援及び応援措置の実施要請に対して、あらゆる手段を検討し、速やかな対応に努めるものとする。

**(70) 自主防災組織等の活動支援**

県及び市町村は、災害発生時において、自主防災組織及び災害ボランティアによる防災に関する活動が円滑に実施されるよう必要な体制の確立に努めるものとする。

**(71) 心のケアの対応**

県及び市町村は、災害発生時において、関係機関等と連携し、被災者や、捜索及び救助活動を行う者等に対して、相談窓口を設置するなど、心のケア（災害の発生により損なわれた精神的健康状態の回復及び予防をいう。）を行うために必要な体制の確立に努めるものとする。

## 復旧・復興対策

### 1. 県民の役割

#### (72) 県民の役割

県民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識し、自主防災組織、災害ボランティア、学校等、事業者、県及び市町村と協働して、自らの生活を再建するとともに、地域社会の再生に努めなければならない。

### 2. 自主防災組織の役割

#### (73) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、復旧及び復興時において、地域社会の再生へ貢献するとともに、県や市町村等が実施する復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。

### 3. 学校等の役割

#### (74) 学校教育活動等の本格的な再開

学校及び保育所等の設置者又は管理者は、市町村その他の関係機関等と連携して、本格的な学校機能等の早期回復に努めるものとする。

### 4. 事業者の役割

#### (75) ライフライン関係施設の復旧

ライフライン関係施設の設置者又は管理者は、県、市町村その他の関係機関等と情報の共有を図りながら、速やかに復旧対策を実施するよう努めるものとする。

#### (76) 雇用の場の確保

事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場を確保するとともに、国、県及び市町村と連携し、地域経済の復旧及び復興へ貢献するよう努めるものとする。

### 5. 県の責務及び市町村の役割

#### (77) 復旧・復興対策の実施

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復旧・復興を計画的かつ円滑に推進するため、復旧・復興計画を早期に策定するとともに、国その他の関係機関等と連携し、復旧・復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

